

◎ 配布資料一覧

	頁
資料 1 山梨県森林環境保全基金について……………	1
資料 2 平成 24 年度森林環境保全基金事業一覧……………	2
 (参考資料)	
森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例……………	4
山梨県森林環境保全基金条例……………	5
山梨県森林環境保全基金運営委員会設置要綱……………	6

リーフレット

## 山梨県森林環境保全基金について

### 1 森林保全等を目的とした新税（森林環境税）について

森林環境税は、公益的な機能を有する森林を県民全体で守り育てていこうという理念に基づいて平成24年度から導入。課税方式は、地域社会の費用を県民が広く負担するという性格を持つ県民税均等割に上乗せする超過課税方式による。

- ・税率※ 個人) 年額 500円  
法人) 年額の均等割額の5%相当額
- ・今年度税収見込額 約220百万円 (平年ベース見込額 約270百万円)
- ・税制度の見直し 施行後5年を目途として制度の点検・見直しを実施

※税率については、「環境と森づくりを考える税制懇話会報告書(平成21年11月)」で示された税率の範囲で、森林の整備に要する年間所要額、県民意識調査結果、他県の状況等を勘案して決定した。

### 2 森林環境保全基金設置の趣旨

県民税は、その用途を特定されない普通税であることから、森林環境税相当額が森林整備等に確実に使われる仕組みが必要である。

このため、新たに森林環境保全基金を設置し、森林環境税相当額の全額を、この基金に積み立てた上、森林保全等の事業にのみ充てることとしている。

- ・平成24年度基金積立予定額 約250百万円  
(森林環境税：約220百万円+神奈川県負担金※：約30百万円)

#### ※神奈川県との共同事業について

平成24年3月に「桂川流域(相模川流域)における森林整備及び生活排水対策に係る共同事業協定」を締結。両県の共同事業として、桂川流域における荒廃した森林を対象に、間伐や間伐に必要な作業道の整備等を行うこととなった。

- ・平成24～28年度の5年間で概ね1,280haの整備を想定。  
年平均60百万円程度の整備費の半額を神奈川県が負担。  
(森林環境保全基金に繰り入れ)

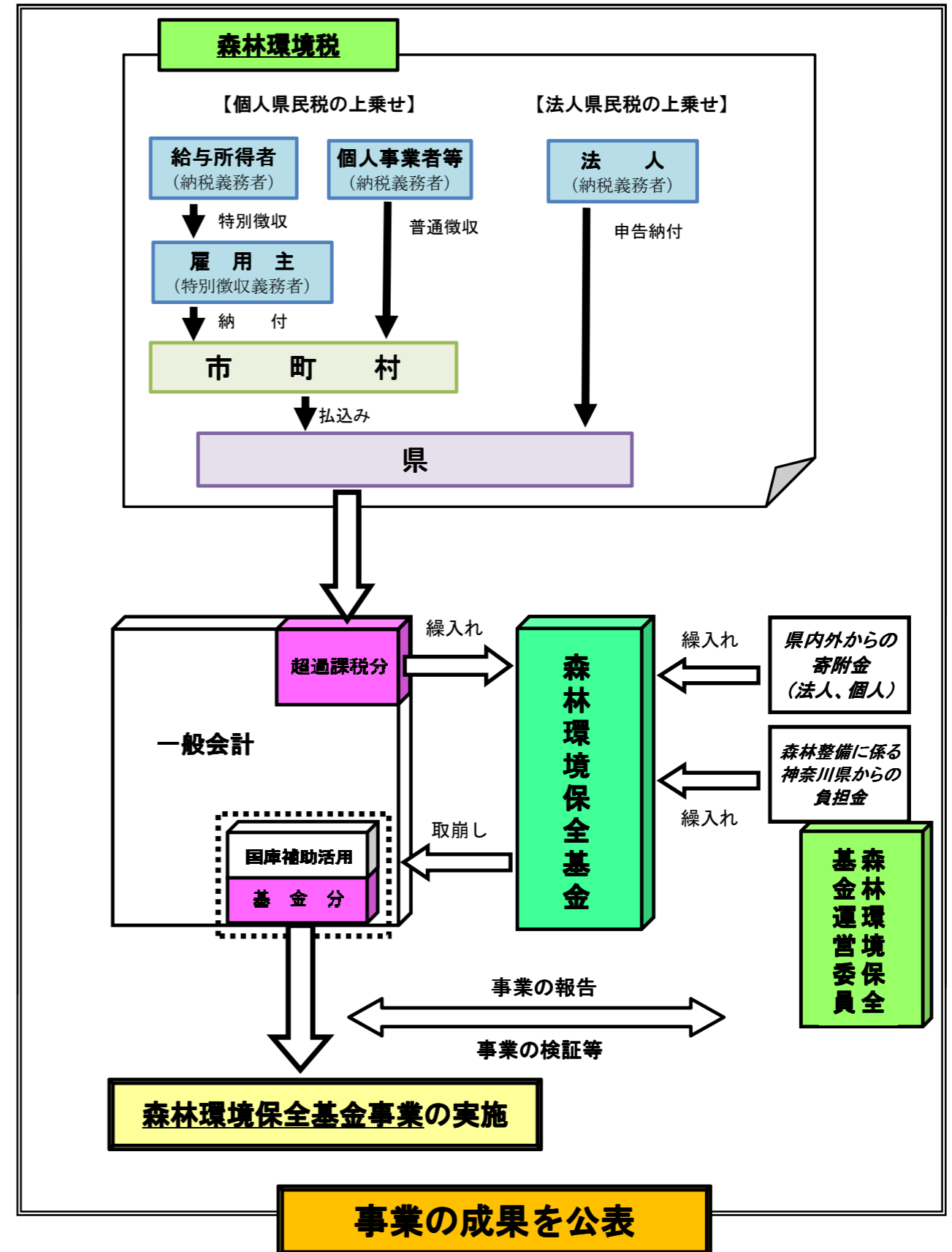
### 3 森林環境税を財源とした事業

- ① 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり
  - ・荒廃森林再生事業
  - ・里山の再生事業
  - ・広葉樹の森づくり推進事業
- ② 木材・木質バイオマスの利用促進
  - ・甲斐の木づかい推進事業
- ③ 社会全体で支える仕組みづくり
  - ・県民参加の森づくり推進事業
  - ・県民の森づくり活動支援事業
  - ・森林及び環境の保全に係る県民税普及啓発事業 等

### 4 森林環境保全基金運営委員会

事業効果の検証等に広く県民の意見を反映させる仕組みとして、「森林環境保全基金運営委員会」を設置。

## 森林環境保全基金事業の仕組み



○平成24年度森林環境保全基金事業 一覧

資料2

(単位：千円)

施策	事業名（担当課）	事業内容	事業費	事業費	
				国補	基金
多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり	森林環境保全推進事業費 (森林整備課、県有林課)	<b>荒廃森林再生事業</b> ○荒廃した民有林の間伐を進め、針葉樹と広葉樹の混じり合った森林に再生 【696ha】 ・荒廃森林を解消するための間伐 ・間伐区域内の急傾斜地等で伐倒木を林内に放置することが適当でない箇所での伐倒木の集積 ・間伐区域内の残存木を獣害から保護（皮剥防止工） ・間伐を実施するために必要な森林作業道開設、既設作業道等補修 ・森林所有者の確認・把握、事前準備のための荒廃林の調査、所有者との現地踏査、測量など事業実施に向けた取り組み作業	340,017	148,019	191,998
		<b>里山再生事業</b> ○長期間放置され低木類や竹・つるの繁茂により荒廃した里山林を再生 【75ha】 ・里山林の再生を目的とした不用木の除去 ・野生鳥獣対策や里山景観の向上を図るための除伐木の林内集積 ・里山林に侵入した竹等の除去 ・荒廃した里山林の解消のため、森林に編入が可能な耕作放棄地の絞り込み調査 ・森林所有者の確認・把握、事前準備のための荒廃林の調査、所有者との現地踏査、測量など事業実施に向けた取り組み作業	18,645	2,819	15,826
		<b>広葉樹の森づくり推進事業</b> ○広葉樹の植栽により水源かん養や生物多様性などの公益的機能を増進 【17ha】 ・広葉樹苗木の植栽・保育 ・苗木の食害防止を図るための植栽木の保護（食害防止工） ・森林所有者の確認・把握、事前準備のための荒廃林の調査、所有者との現地踏査、測量など事業実施に向けた取り組み作業（民有林のみ）	45,841	23,196	22,645
	小 計	404,503	174,034	230,469	
木材・木質バイオマスの利用促進	甲斐の木づかい推進事業費補助金 (林業振興課)	○県産材を利用する意識を醸成することにより県産材の利用促進を図るため、市町村、学校法人及び社会福祉法人が行う、県産材を使用した学習用備品を学校施設等に導入するための経費に助成 ・補助率：1/2以内 ただし、机・椅子1セットの補助の上限を30,000円とする。 ・今年度は2町村（早川町30、小菅村20）予定	1,500	0	1,500
		小 計	1,500	0	1,500

(単位：千円)

施策	事業名（担当課）	事業内容	事業費		
				国補	基金
社会全体で支える仕組み	県民参加の森林づくり推進事業費 (森林環境総務課)	○地球温暖化防止、水源かん養など森林の持つ様々な機能を多くの県民に理解していただき、県民参加の森づくりを進めるため、普及啓発事業を実施 ・H24年度事業「木質バイオマス普及促進シンポジウム」 【開催時期】平成24年10月予定 【会場】県立文学館 【内容】基調講演、パネルディスカッション及び展示	657	0	657
	森林体験活動支援事業費補助金 (みどり自然課)	○子どもたちが、森林の中で様々な体験活動を行い、森づくりの重要性や必要性を学ぶことで、将来にわたり森林を守っていく心を育むことを目的に、教育機関等が、学校林や森林公園等で森林環境教育の一環として行う森林体験活動に対し助成 ・対象事業：次のいずれにも該当する森林体験活動 ア 森林散策、森林の観察、森林を活用した自然体験学習会、間伐体験、植樹体験等の活動 イ 学校林や森林公園等、県内において既に整備されているフィールドを活用するもの ウ 教育機関等が直接実施、又は、教育機関等がNPO等の団体に実施委託しているもの ・補助率：10/10以内（ただし、1教育機関等当たり30万円を交付の限度とする）  ※7月26日現在 6件事業選定	1,200	0	1,200
	地域の森づくり活動支援事業費補助金 (みどり自然課)	○NPO等の民間団体や地域住民など多くの県民が、森づくり活動を通じて、森林の果たしている役割についての理解を深め、社会全体で森林を守り育てる気運の醸成を図ることを目的に、山梨県内に事務所を有するNPO等民間団体が行う森林整備活動に対し助成 ・対象事業：次のいずれにも該当する森づくり活動 ア 植栽、下刈、除伐、間伐等の森林整備活動 イ 森林所有者との協定※を締結した県内の民有林を整備するもの ※協定内容：土地の立ち入り、森づくり活動、事業実施から10年間の皆伐禁止の承諾等 ・補助率：1/2以内（ただし、1件当たり25万円を交付の限度とする）  ※7月26日現在 2件事業選定、2件申請予定	5,000	0	5,000
	森林及び環境の保全に係る県民税普及啓発事業費 (森林環境総務課)	○森林の保全等を目的とした新税の制度及び実施事業の内容等を広く県民に周知 ・ポスター 500枚、リーフレット 20,000部作成・配布	340	0	340
	森林環境保全基金運営委員会開催費 (森林環境総務課)	○森林の保全等を目的とした新税活用事業の効果の検証等に広く県民の意見を反映させるため、森林環境保全基金運営委員会を設置 ・委員8名 ・年2回開催	284	0	284
小 計			7,481	0	7,481
その他	森林及び環境の保全に係る県民税導入市町村交付金 (税務課)	○森林の保全等を目的とした新税の円滑な導入を図るため、市町村における税務システムの改修事業等を実施する市町村に対し交付	10,238	0	10,238
合 計			423,722	174,034	249,688

# 森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例

平成二十三年十月十七日

山梨県条例第四十号

## (目的)

第一条 この条例は、災害の防止、水源のかん養その他の公益的機能を有し、全ての県民に多くの恵沢をもたらす森林を保全し、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化を防止するための取組を一層推進していくことが重要であることに鑑み、森林及び環境の保全に関する施策を実施するために必要な財源を確保するため、山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号。次条及び第三条において「県税条例」という。)に定める県民税の均等割に係る税率の特例について定めるものとする。

## (個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十三条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

## (法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成二十三年山梨県条例第四十号)第三条第一項」とする。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

### (個人の県民税に関する経過措置)

第二条 第二条の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

### (法人の県民税に関する経過措置)

第三条 第三条の規定は、平成二十四年四月一日以後に終了する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税について適用し、同日前に終了する各事業年度若しくは各連結事業年度又は同号の期間に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

### (検討)

第四条 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 山梨県森林環境保全基金条例

平成二十三年十月十七日

山梨県条例第四十一号

## (設置)

第一条 災害の防止、水源のかん養その他の公益的機能を有し、全ての県民に多くの恵沢をもたらす森林を保全し、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化を防止するための取組を一層推進していくことが重要であることに鑑み、森林及び環境の保全に関する施策を実施するため、山梨県森林環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

## (積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

- 一 森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成二十三年山梨県条例第四十号）第二条及び第三条第一項の規定により加算した額に係る収入額に相当する額
- 二 基金の設置の目的に係る寄附金の額
- 三 前二号に掲げるもののほか、基金の設置の目的のために必要であると知事が認める額

## (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

## (繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## (運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

## (処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

## (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

### (平成二十四年度における処分の特例)

2 平成二十四年度に限り、第六条の規定の適用については、同条中「基金の設置の目的を達成するために必要な経費」とあるのは「基金の設置の目的を達成するために必要な経費（県民税の均等割に係る賦課徴収に要する臨時的経費を含む。）」とする。

## 山梨県森林環境保全基金運営委員会設置要綱

### (設置)

第1条 山梨県森林環境保全基金を財源として実施される事業効果の検証等に広く県民の意見を反映させるため、「山梨県森林環境保全基金運営委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

### (委員及び組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、山梨県森林環境部森林環境総務課が行う。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年7月26日から適用する。